

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業活動を通じ継続的に企業価値の向上を図るとともに、豊かな食文化の発展に寄与することが株主の皆様、お取引先、従業員などすべてのステークホルダーの期待に応えるものと考えております。

このため、当社では経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の最重要課題としており、意思決定の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、および内部統制システムを整備することで、会社の透明性・公正性を確保し、すべてのステークホルダーへのタイムリーなディスクロージャーに努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
八住 繁	251,800	5.36
武 勇	225,000	4.79
石井 純	225,000	4.79
佐久間 信男	216,000	4.60
飯塚 昌幸	216,000	4.60
師崎 良介	216,000	4.60
三浦 元久	216,000	4.60
鎌倉 喜一郎	216,000	4.60
株式会社明治	100,000	2.13
森永乳業株式会社	100,000	2.13

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	11月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画、期中、期末の監査結果報告を受けるとともに、会計監査人の監査に係る品質管理体制を隨時聴取し、確認しております。また、会計監査人と適宜意見交換を行い連携強化に努めています。監査役は、定期的に内部監査担当から内部監査の結果報告を受けるとともに、監査計画のすり合わせ、その他の情報の共有を行い効率的な監査および監査品質の向上に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 和夫	公認会計士													
鈴木 康司	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 和夫	○	—	公認会計士として長年活動を続けられ、監査法人での経験も長いことから、企業の財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。当社の経営に対し、財務・会計の視点から適時、ご助言をいただくことは、当社の財務・会計の健全性に寄与するものと考えております。最終的には株主利益につながるものと考えております。
鈴木 康司	○	—	弁護士として活動を続けられ、さらに官公庁勤務のご経験もあることから、幅広い分野において深い知見をお持ちであります。当社の経営に対し、様々な視点から適時、ご助言をいただくことは、当社の経営の健全性に寄与するものと考えており、株主利益につながるものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社の全ての社外役員は、独立役員の要件を満たしております。

また、独立役員である社外取締役の選任につきましては、平成28年2月開催予定の当社定時株主総会において独立役員である社外取締役を2名選任予定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

継続的な企業価値向上に向けて取り組んでいくことに対する報酬としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

継続的な企業価値向上に向けて取り組んでいくことに対する報酬としてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役および監査役については、報酬総額を開示しておりますが、報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額につきましては、会社の業績や取締役個人の成果等を加味し、決定しております。決定方法につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役報酬は取締役会の決議で、監査役報酬は監査役の協議で、それぞれ個別の報酬額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役には、人事総務部がサポートを行っております。また、取締役会議案資料を事前に配布し、必要に応じて執行部門から説明を行い、その活動を補佐しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1.現状の体制の概要

(1)取締役会

当社の取締役会は、取締役4名で構成され、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて随時に開催し、法令に定めるまたは経営上の重要事項の決定ならびに取締役会の業務執行報告を行い、取締役の業務執行を監視・監督しております。

(2)監査役会

当社の監査役会は、監査役3名で構成されており、うち2名は社外監査役であります。監査役は取締役会への出席、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査担当の報告や関係者の聴取などにより、取締役の業務執行につき監査を実施しております。また会計監査人から監査方針および監査計画を聴取し、随時監査に関する結果の報告を受け、相互連携を図っております。なお、監査役のうち1名は常勤監査役であります。一方、社外監査役2名は、専門性、経験に基づいた客観的な見方により、透明性の高い公正な経営監視体制を確立する役割を担っております。

(3)内部監査および監査役監査

当社の内部監査および監査役監査においては、内部監査は内部監査担当2名のうち管理部門所属の担当者が営業部門を、営業部門所属の担当者が管理部門をそれぞれ監査しております。また監査役監査については、監査役3名(うち社外監査役2名)が取締役の職務執行を監査する体制で監査活動を実施しております。内部監査につきましては、代表取締役社長の直轄として監査計画に基づき、各部門を対象とした業務活動の妥当性、適正性に関して内部監査を実施し、監査結果については代表取締役社長ならびに監査役に都度報告する体制となっております。また改善状況のモニタリングも適宜実施しております。

監査役監査につきましては、監査役監査計画で定められた内容に基づき監査を行うとともに、取締役会をはじめとする社内の重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監督しております。監査役会は原則毎月1回開催され、監査報告ならびに監査役間の情報共有を図っております。また、監査役は代表取締役社長との定期的な意見交換、監査法人とのミーティング、内部監査との情報交換を行い、効果的な監査の実現に努めております。

(4)会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は大田原 吉隆、清本 雅哉であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。なお、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士12名、その他6名であります。当社と同監査法人および当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置付けております。現在の当社においては、監査役3名中の2名を社外監査役による客観的かつ中立性の確保された監査が実施されており、外部からの経営の監視体制が十分に機能する体制が整っているため、現在の体制としております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	法定期日よりも早く発送するよう取組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は集中日を回避して設定し、より多くの株主様にご参加いただけるよう配慮してまいります。
その他	当社のホームページを充実させ、当社の法定開示・適時開示はもとより、有用な情報も適正かつ迅速に掲載してまいります。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の情報開示方針として「情報開示基本方針」を作成し、当社のホームページにて開示してまいります。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算、中間決算の発表後の年2回は、代表取締役および担当役員が出席の上、決算説明会を開催してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURLにおいて、決算短信等の決算情報、決算以外の適時開示資料、最新の財務データ等を提供してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	人事総務部が業務を分掌しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主、取引先、従業員等から信頼される企業を目指し、行動規範を制定し、健全な事業活動に向け取り組んでまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・取引先・従業員等、当社を取り巻くステークホルダーの皆様に対し、透明・適時・公平な情報開示を行ってまいります。法定開示・適時開示はもとより、ステークホルダーが当社に対する理解を深めていただくために有用な情報の適正かつ迅速な開示に努めてまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法ならびに会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システムを構築・運用しております。また、内部統制システムは法令改正や経営環境の変化に対応し、継続して見直しを図り、その改善に努めております。

1.当社および子会社(以下「当社グループ」という)の取締役、使用人等の職務の執行が法令および 定款に適合することを確保するための体制

(1)当社グループは、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、法令等の遵守はもとより、企業人として企業理念、社会模範・倫理に即して行動します。

(2)当社グループの取締役、使用人等が法令および定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範として当社グループの「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス強化のための指針として、教育・啓蒙活動を実施します。

(3)当社グループの役職員にコンプライアンスの徹底を図るため、当社の人事総務部がコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、教育および周知を行います。

(4)当社グループはコンプライアンス体制の確立を図るため、当社の経営会議において方針を定め、その方針に基づき、人事総務部が当社グループの規定やマニュアルの整備さらには教育を実施します。また、重大なコンプライアンス違反が発生した場合には、当社の経営会議において調査・報告および再発防止策の審議決定を行います。

(5)当社グループは、当社代表取締役社長直轄の内部監査担当を置き、当社グループの内部統制システムが有効に機能し、運営されているかを調査し、整備方針・計画の実行状況を監視します。また、取締役、使用人等による職務の遂行が法令、定款および社内規程に違反することなく適切にされているかをチェックするため、内部監査担当者により業務監査を実施し、監査内容を当社代表取締役および取締役会に報告します。

(6)当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断および不当要求への明確な拒絶のための体制を構築するとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で組織的に対応します。

(7)当社グループは、法令・社会規範等の違反行為等の早期発見・是正を目的として、「内部通報制度」を設け、効果的な運用を図ります。

2.当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、取締役の職務の執行に係る重要な文書や情報(電磁的記録を含む)は、法令、文書管理規程および情報セキュリティ規程に従い、適切に保管・管理します。また、情報の管理については情報セキュリティポリシー、個人情報保護法に関する基本方針を定めて対応します。

3.当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社グループの事業活動の遂行に関するリスクについては、当社の経営企画部を中心に、当社グループの連携によるリスクマネジメント体制を基本とします。

(2)当社グループ各社は、必要に応じて規程、ガイドライン、マニュアルの制定・配布等を行い、損失の危機を予防・回避します。

(3)リスクが顕在化し、重大な損害の発生が予測される場合は、当社代表取締役社長が指揮する対策本部を設置し、リスクへの対処・最小に努めます。

4.当社グループの取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保しようとするための体制

(1)当社は、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務権限規程」等の規程に基づき、取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限等を定め、取締役の職務執行の効率性を確保します。

(2)取締役会については、「取締役会規程」に基づき運営され、毎月1回以上これを開催することを原則とします。取締役会では、意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、必要に応じて顧問弁護士および監査法人等より専門的な助言を受けることとします。

(3)当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針を策定します。

5.当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1)当社グループ各社の業務執行は、法令等の社会規範に則るとともに、一定の意思決定ルールに基づき行うものとします。

(2)当社は、当社グループ各社の経営方針および関係会社管理規程等の社内規程に基づき、当社グループ各社の業務執行を管理・指導します。

(3)具体的には、当社経営企画部が総括し、個別事案については関連性の強い当社各部門が管理・指導・助言を行うほか、必要に応じ役職員を派遣し、業務の適正を確保するものとします。

(4)内部監査担当者は、当社グループ各社の業務の適正について監査を実施します。

6.監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

当面、監査役の職務を補助すべき使用者(以下「監査役補助者」という。)を置かない方針である旨監査役会より報告を受けております。ただし、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置するものとしております。

7.前号の使用者の取締役からの独立性および監査役による当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助者は、当該業務に関し取締役又は所属部門長の指揮命令は受けないものとします。

8.当社グループの取締役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人等は法定の事項に加え、重要な会議における決議・報告事項をはじめ、取締役の職務の執行に係る重要な書類を監査役に回付するとともに、会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、直ちに監査役に対し報告を行います。

9.当社監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役および使用人等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとします。

10.監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人等が当社監査役に対し報告したことを理由として、不利な取扱いを行わないものとし、その旨を当社グループの取締役および使用人等に周知するものとします。

11.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が当該職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務等が当該監査役の職務執行に明らかに必要でないものを除き、速やかに当該費用または債務の処理を行うものといたします。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず、独立性を考慮します。
- (2)監査役は、会計監査人、内部監査部門および当社グループの監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図ります。
- (3)監査役は、取締役の職務執行の監査および監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合を開催します。
- (4)監査役は、職務の遂行にあたり必要に応じて、弁護士または公認会計士等の外部専門家との連携を図ります。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方>

当社は、「企業行動規範」および「役職員行動規範」において反社会的勢力に対し、一切の便宜・利益供与を行わないとともに、関係を持たないことを遵守事項として定めております。

<反社会的勢力排除の向けた整備状況>

- 1.「反社会的勢力排除に関するマニュアル」を作成し、不当要求対応などを、研修・教育を通じて役職員に周知徹底を図っております。
- 2.本社人事総務部を反社会的勢力対応の統括部署とし、情報の一元管理を行っており、警察および弁護士等の外部機関との連携体制を構築し、反社会的勢力に関する情報を共有化しております。
- 3.取引開始時(継続取引先については年1回)に日経テレコンや信用調査会社を活用し、スクリーニングを実施しております。
- 4.取引契約書に「反社会的勢力の排除条項」を規定しております。

Vその他

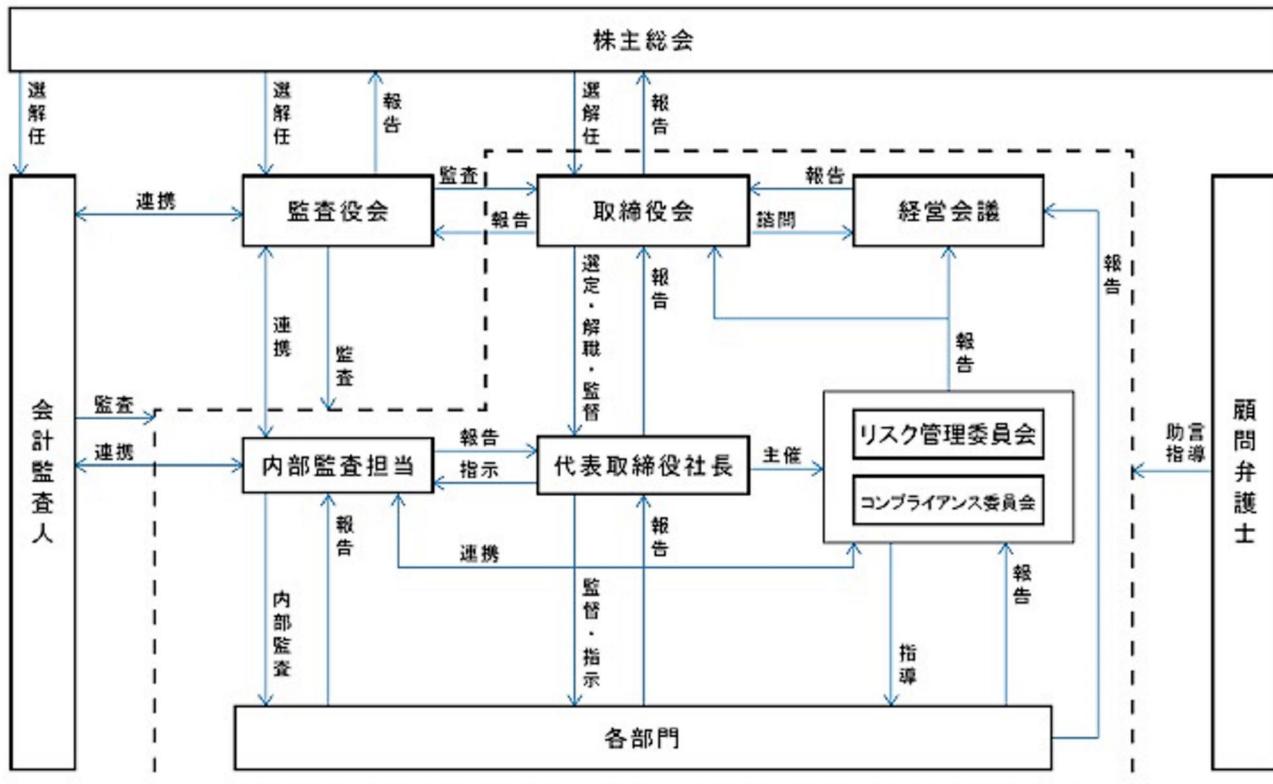
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【情報伝達のフロー】

【開示書類作成のフロー】

